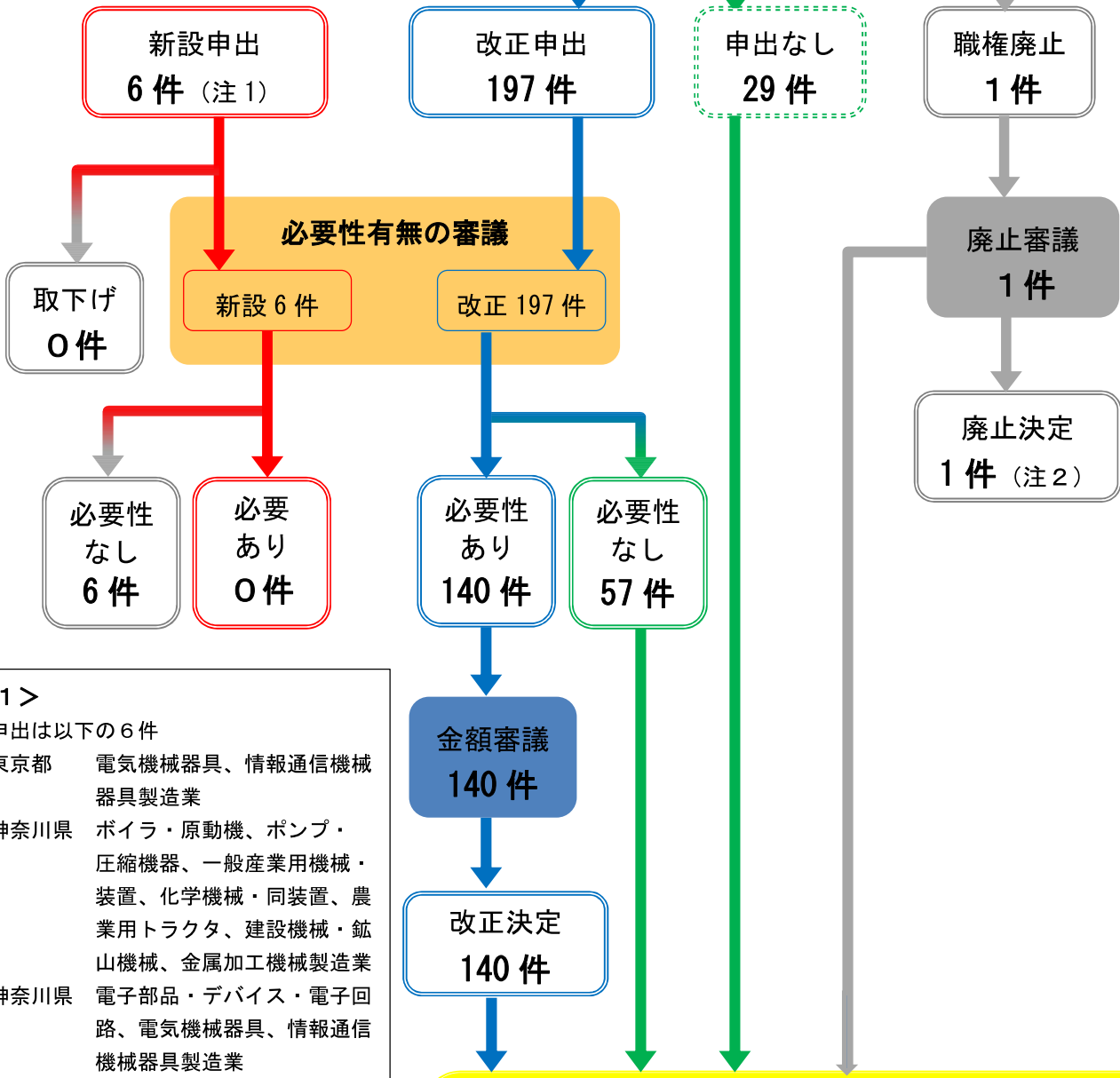


特定最低賃金の審議結果について

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

令和4年4月1日時点の特定最低賃金
227件 (うち旧産別最低賃金2件)
※全国に適用される特定最低賃金1件を含む



<注1>

新設申出は以下の6件

- ① 東京都 電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ② 神奈川県 ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業
- ③ 神奈川県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ④ 神奈川県 自動車（新車）小売業
- ⑤ 神奈川県 電線・ケーブル製造業
- ⑥ 和歌山県 百貨店、総合スーパー、各種商品小売業

<注2>

廃止にかかる審議は以下の1件

- ・京都市 印刷業

令和5年3月31日時点の特定最低賃金
226件 <注2> (うち旧産別最低賃金2件※)

※全国に適用される特定最低賃金1件を含む